

秋田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第29号

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改める。

第 5 条の 2 中「前条第 1 項」を「前条第 1 項本文」に改める。

第 5 条の 3 中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条第 2 号中「が 1 人以上専属している」を「を 1 人以上選任している」に改める。

第 5 条の 5 第 1 項および第 5 条の 8 中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改める。

第 5 条の 9 第 1 項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の 3 第 2 号およ

び第5条の9第1項の改正規定ならびに同項にただし書を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2号の規定は、令和8年4月1日以後にされる新条例第5条の2の申請に係る指定について適用し、同日前にされた改正前の秋田市下水道条例第5条の2の申請に係る指定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、秋田市下水道条例第5条の4において準用する同条例第5条第3項の指定の更新について準用する。